

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○技能実習制度、11月から介護を追加
政府が閣議決定 独自ルール公表は7月目途
(2017/4/6 介護のニュースサイト)**

政府は4日の閣議で、外国人技能実習制度をより適切に運営していくための施策を盛り込んだ法律を11月1日から施行すると決めた。施行と同時に介護も対象とする。厚生労働省はこの日の自民党の特別委員会で、最低限必要な日本語の能力をはじめとする介護独自のルールの詳細を、7月を目途に公表すると明らかにした。

外国人技能実習制度は本来、発展途上国の若者などに日本で仕事を学んでもらうための仕組み。ただ実際には、海外の労働力を獲得するツールとして使われてきた側面がある。対象の職種に介護を加えることになった背景に、業界の慢性的な人手不足があることも否定できない。政府は今回の法改正を通じて、制度の趣旨の徹底や実習生の保護などに向け指導・監督の強化を図ると説明している。

厚労省は今後、介護サービスの特性を踏まえた独自のルールを定める予定。利用者や他の職種とのコミュニケーションが欠かせないとして、日本語能力試験の「N4」程度のレベルに達していることを受け入れの条件とする方針だ。このほか、設立から3年以上が経過している事業者に限定したり、訪問系のサービスを除外したりする考えも示している。ただ懸念の声も少なくない。これまでの議論のプロセスでは、サービスの質を担保する対策として不十分だという批判や、日本人の処遇に悪影響が及びかねないといった指摘が繰り返されてきた。

■在留資格の介護の新設、9月施行へ

政府は4日、改正出入国管理・難民認定法(入管法)を9月1日から施行することも閣議決定した。外国人の在留資格に初めて介護を新設する。これにより、介護福祉士の養成校を卒業して国家資格を取得した留学生が、日本にとどまって現場で働けるようになった。施行は9月1日だが、法務省はこの4

月から仕事に就くのを認める特例を設けている。

**○介護に外国人、高まる関心
(2017/4/17 読売新聞)**

技能実習制度改正 担い手確保に期待

介護現場への外国人の受け入れ拡大に向けた動きが、本格化している。外国人技能実習制度の改正で、対象職種に「介護」が加わるからだ。制度本来の目的は、アジアなどの発展途上国に日本の優れた技術を移転することだが、深刻な人手不足に悩まされている介護業界では、担い手を確保する新たな手段として関心が高まっている。

「受け入れが可能なのは、設立後3年以上の施設です」「訪問介護の現場で働かせることができません」。3月上旬、東京都内で開かれた外国人技能実習制度に関する介護事業者向けセミナーでは、企業や社会福祉法人などの担当者約30人が真剣に耳を傾けていた。

主催したのは、中国やベトナムなどで医療介護の人材育成を行うコンサルティング会社「アイメイド」(東京都)。荻野健社長(52)は「ベトナムでは看護師資格を取っても病院に就職できない人が大勢いる」とし、専門性のある人材が日本を目指す可能性があることを指摘する。

実習生を1人採用するには、研修費や旅費などを含め、3年で約200万円が必要になるという。それでも、浜松市などで認知症グループホームを運営する企業の男性担当者(43)は「職員を募集しても集まらない時代に、外国人は重要な担い手。前向きに検討したい」と話す。

■深刻な人材不足

重労働な割に低賃金というイメージがつきまとう介護業界では、人手不足が深刻だ。将来の介護業界を担う人材を育てる介護福祉士養成校は、定員に対する入学者が全国平均で5割を切っている。厚生労働省の推計では、少子高齢化の影響もあり、2025年に全国で約38万人の介護職員が不足する見込

みだ。

そうした中、従来は建設、食品製造など74職種で実施されてきた技能実習制度が、介護にも拡大される。来年中には、現場に実習生が登場するとみられる。同省は「狙いはあくまで海外への技術の移転。人材不足解消は別の話だ」とする一方で、「不足する人材を外国人で補おうという考えが現場にはある」と認める。

対人サービスへの制度導入は初めてだ。入浴や食事の介助などを行うには利用者や職員との意思疎通が大切なため、実習生には他の職種にはない日本語能力の条件が設けられた。

具体的には、来日時に「基本的な日本語を理解することができる」レベルが求められる。2年目は、その一つ上の「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベルが求められる。その水準に到達できなければ帰国しなくてはならない。

「ハードルが高すぎる」との声もあるが、条件の厳しさには理由がある。

現場には、実習生の導入でサービスの質が低下することへの懸念もある。介護業界のイメージが悪くなれば、日本人からさらに敬遠されて人材が確保できなくなる恐れがあるからだ。

■高い技術伝える

期待と不安が膨らむ中で、積極的に動き出す介護事業者もある。

実習生は母国で研修を受けた後、連携する日本の監理団体が実習先の介護事業者にあっせんする。千葉県内の特別養護老人ホームの施設長らで作る一般社団法人「高齢者福祉事業支援協会」は、今年度にも自らが監理団体となり、中国からの実習生を受け入れる考えだ。

同協会理事の湯川智美さん(58)は、「実習先に介護技術の指導を丸投げするのではなく、監理団体として協力していきたい。そして、日本の高い介護技術を正しく海外に伝える役割を担いたい」と話している。

○外国人向けに介護士講座 (2017/4/15 読売新聞)

県と東北福祉大 人材不足解決に期待

経済連携協定(EPA)に基づく介護人材受け入れで来日した外国人や定住外国人を対象に、県は14日、介護福祉士の国家資格取得に向けた養成講座を開講し

た。東北福祉大と連携し、県内でも慢性的な人材不足が続く介護業界で、外国人が活躍できる環境を整えていく。

講座は、2015年にEPAで来日し、気仙沼市の介護施設に勤めるインドネシア人女性2人と、すでに同市に定住して介護施設で働いているフィリピン人女性4人の計6人が受講する。県が同大に委託して開講し、資格取得に必要な知識に加え、地域に溶け込むために方言や慣習も踏まえた日本語も学ぶ。

受講生はいずれも気仙沼市在住で、仙台市内にある大学での講義は月1回。このため、インターネット電話「スカイプ」を使った通信講義も週3回実施する。介護施設で勤務経験の長い受講生は来年1月、それ以外の人は19年1月の試験を受ける予定という。

県長寿社会政策課によると、県内では高齢化に伴う介護人材の不足が深刻化し、今年度の充足率が84.4%なのに対し、25年度には69%まで低下することが見込まれている。東日本大震災以降、特に沿岸部では人口流出が進み高齢化が顕著で、人材不足への危機感が強まっている。

同大仙台駅東口キャンパス(仙台市宮城野区)でこの日行われた開講式で、村井知事は「介護人材不足の解決には、外国人をはじめ多様な人材の参入が重要。県として全力でバックアップするので、合格を目指して頑張りましょう」と受講生にエールを送った。

今回、講座に参加する伊藤チャリトさん(46)は、1997年の結婚を機に気仙沼市に住んでいるが、働いていた水産加工場が震災で被災し、職を失った。その後、在留外国人の支援団体などの協力でホームヘルパー2級を取得し、介護の仕事をするようになった。伊藤さんは「自分でも介護福祉士の勉強をしたが難しかった。講座を受けて、ステップアップにつなげたい」と話していた。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL: 03-6666-8163 FAX: 03-3221-4717
E-mail: zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当: 白井、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず